

第 1 1 章 準備書に対する意見、見解等

第 1 1 章 準備書に対する意見、見解等

11.1 準備書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例第 46 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 27 条第 1 項に基づき開催した環境影響評価準備書に関する説明会の開催状況は、表 11.1-1 に示すとおりです。

説明会での質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等は、表 11.1-2(1)～(7)に示すとおりです。

なお、整理にあたっては、発言順ではなく項目別としています。

表 11.1-1 説明会の開催状況

開催日時	参加人数	会 場
第 1 回 平成28年11月26日(土) 午前10時00分 ～ 午前11時30分	35 名	金沢区総合庁舎 2 階多目的室 (金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号)
第 2 回 平成28年11月29日(火) 午後 7 時00分 ～ 午後 9 時20分	38 名	長浜ホール (金沢区長浜 114 番地の 4)
合 計	73 名	—

表 11.1-2(1) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目		質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	施設整備	出入口は何箇所あるのか。	出入口については、歩行者のアクセス性を考慮し、公道に面する部分に数か所の出入口を設け、多方面から出入りができるように計画しています。
		地上タンク及び地下タンクをどのように処理するのか。 タンクの中に残材は入っているのか。	鋼製の地上タンクが 5 基、コンクリート製の地下タンクが 29 基、合計 34 基があります。 タンク内は、米軍から国への返還に際し内部がきれいに洗浄された状態で引き渡されています。 地上タンクについては、今後、詳細を調査した上で、保存活用する計画です。 地下タンクのうち小型タンクの一部については、汚染土壌の封じ込めに利用します。大型タンクについては、上部の蓋から数メートルを撤去し、公共残土等で埋め戻した上で、広場等として活用します。
		広域公園として位置付けられているが、住宅の近くなど住区基幹公園的な空間も整備できないのか。	東側低地部の「緑の広場空間創造エリア」は、近隣に住宅もあるため、住区基幹公園的な遊具広場などを整備する計画です。
		海からのパイプラインがタンクまで繋がっていたが、どこで切ってどのように処理するのか。	以前は、(公園区域外の長浜水路沿いに) 燃料を海上まで送油するためのパイプラインがありましたが、既に撤去されています。 公園内のパイプラインについては、当地が長年貯油施設として接收されてきた歴史も含め、後世に説明していくため、一部については安全性を確保した上で展示物として保存する方向で検討しています。公園整備に必要なものについては、撤去する方向で検討しています。
		並木三丁目には商業地区が一つもない。出来れば北側の草地広場や多目的レクリエーション広場に商業施設的なものを設けて欲しい。	公園内に商業施設を設置する計画はありませんが、大きな公園なので管理棟、展示室などは整備する計画です。具体的な規模や内容などの詳細については、今後、実施設計を進める中で、検討をしていきます。
		バーベキューが出来る場所を広場に設けることは出来ないのか。	バーベキュー施設の設置は、近隣への騒音等の影響が懸念されます。本公園は、市民の皆様と意見交換をしながら計画を策定しており、バーベキュー施設の設置は計画していません。

表 11.1-2(2) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	盛土高及び掘削部（切土）の深さを教えてほしい。	盛土高については、計画地東側の低地部において、盛土する面積は約 13ha、盛土量は約 4 万 m ³ で、現状では多少凹凸がありますが平均すると約 30cm となります。
	どのぐらいの木を伐採するのか。通路をどのぐらい拡張するのか。	造成や（バリアフリー）園路を整備する部分にある樹木は撤去します。植樹祭で計画地内に植えた木については、計画地内に移植する予定です。 この他、公園区域外周部などで、安全性の確保や管理上必要な樹木については伐採します。 （通路の整備については拡張ではなく）現在ある急勾配の通路の北側に（バリアフリー）園路、工事用車両の通路を新たに整備します。
動線計画	公共交通機関の利用促進を周知すると説明していたが、具体的には何を想定しているのか。	金沢シーサイドラインの産業振興センター駅、幸浦駅が最寄り駅となるため、金沢シーサイドラインを中心とした公共交通機関の利用について周知します。
	来園者のアクセス経路について、駐車場までどのような経路で誘導しようと考えているのか。	来園者の車でアクセスについては、国道 357 号から、市道長浜 10 号線を走行し、計画地南側の駐車場に誘導する計画です。
	産業振興センター駅からペDESTリアンデッキで結ぶことは出来ないのか、歩行者のアクセスをもっと考えて欲しい。	計画地外であるため、所管する土木事務所等にご要望の主旨を伝えます。歩行者のアクセスについて関連部局とも意見交換しながら検討していきます。
	公園区域西側に山道があるが、その道は使えるのか。	公園区域西側の公道に面して歩行者の入口を設けますが、隣接する山道状の道路は公園区域外なので整備は行いません。
	南側にトンネルがありバスが来ている。図に点線の三角となっているが入口にする予定なのか。	計画地の南側に近接して位置するトンネルは、国の所有であり、現在、国において防災工事が進められています。 このトンネルの公道化については、本市と国との間で調整中です。 公園南側に必要な入口として認識しておりますので、将来、公道化された場合は公園の入口として整備していきたいと考えています。
	金沢文庫駅から柴町までの路線バスがトンネルで折返して運行されているが、バス路線を延伸して公園内を經由し、能見台の方に抜けるというような路線を検討して欲しい。	バス路線の延伸については、トンネル公道化後の状況を踏まえながら、調整していくことになるものと考えていますが、現状では、公園内に路線バスを運行させることは計画していません。 公園内の移動については、面積が広く、高低差もあることから、環境に配慮しつつ園内バスの導入などについて検討していきます。
	公園利用車両については、柴シーサイドファームの入口が公園の入口になるのか。	公園利用車両の入口は、市道長浜 10 号線沿いで柴シーサイドファーム入口よりも（300m ほど）北側に整備する計画です。

表 11.1-2(3) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目		質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	施設整備	3期に分け段階的に整備することであるが、同時に並行して整備しないのは何故か。	工事中車両が集中するなど周辺環境への影響が懸念されるため、エリアを分けて段階的に整備する計画となっています。
	防犯	現在、西側の西柴地区との境界部にフェンスがあるが、全部開放されると防犯上心配である。公園との境界部については、どのように処理する予定か。	公園整備に当たっては、境界を明確にするため、公園外周部にフェンスを設置する計画です。西側の境界部である自然環境保全エリアについては、自然環境保全の観点から、一般の公園利用者が自由に出入りできないよう整備する計画です。 不審者の侵入防止や夜間の立入制限など、防犯対策については、今後、管理運営を計画する中で検討していきます。
		出入口は24時間開放するの か。	横浜市が管理する公園の利用については、24時間開放が原則ですが、本公園は全体面積が55.8haと非常に広く、山深い部分もあるため、安全性や防犯上の課題等を考慮しながら、公園の開放の仕方について、今後、管理運営を計画する中で検討していきます。
管理運営	横浜市は供用後の管理運営を民間等に委託することが多いと思うが、この公園の管理運営は横浜市が責任を持つて行うのか。	横浜市の公園であるため、管理運営の責任は横浜市にあります。大規模な公園であるため、実際の公園の管理運営については指定管理者制度の導入も含め検討しています。 また、近隣の方のご理解がいただけるのであれば、管理運営にご協力いただくことも考えています。	
	管理運営の中で市民との協働とあるが、どのようなことを考えているのか。	具体的な協働の内容は決定していませんが、今後、協働による森づくりや里山農体験施設の運営など、市民参画の仕組みづくりについて検討していきます。	
	計画地の周辺に住んでいるが、今後、草木の伐採等はどこに依頼すればよいのか。	計画地は、現状では国（財務省）が所管しており、今後、計画地を国から借り受けた後は、横浜市が管理することになります。まずは環境創造局公園緑地整備課までご相談ください。	

表 11.1-2(4) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目		質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
事業計画	その他	計画に変更が生じた場合、どのように周知するのか。	今までに市民の皆様からのご意見をいただきながら計画を取りまとめてきた経緯があり、平成26年に確定した基本計画を基に作成した計画のフレームを大きく変える予定はありません。今後、まだ決まっていない詳細の部分について実施設計を進め、工事説明等の場でご説明します。その際に変更点も含めてお知らせします。
		広域避難場所になると聞いている。公園西側は西柴台公園のところに出入口があるが、広域避難場所への経路について、配慮しているのか。	「金沢区まちづくり方針」で広域避難場所に指定するという方向性を示されており、今後、関係部局とも調整しながら整備を進めます。 公園西側に出入口を設けて避難路を確保するとともに、避難場所として活用できる広場を整備します。
		里山空間再生エリアの位置付けについて、農地法の農地として位置付けるのか。 管理運営の中で、資材などの運搬が必要となると思う。 希少種など動植物を保全するため、農地の管理には、農薬等を使用しない方が良く考える。	里山空間再生エリアについては、公園施設として整備するものであり、公園内の農体験ができるエリアとして計画しています。ここでは体験水田や畑などの農体験施設を整備する計画です。 管理運営に関しては、今後、検討していきますが、資材や農機具等の搬出入については、管理用車両の通行が可能な園路を整備する計画です。 なお、農地の管理に関するご意見は、今後の管理運営を検討するうえで、貴重なご意見として参考にさせていただきます。
		工事が長期にわたる計画だが、予算確保は大丈夫なのか。	整備期間が16年と長期に及びますが、計画通り整備ができるよう、予算を確保していきたいと考えています。

表 11.1-2(5) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
環境影響評価 生物多様性	<p>動植物の生息生育環境の再生及び拡大を図りますとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。</p>	<p>現況で樹木の生えていないエリアがありますので、樹木の移植を行い、森の再生を図る計画です。 また、南西側の里山空間再生エリアにも改変され土が盛られている箇所があるため、元の地形に復元し、体験水田などを整備する計画です。</p>
	<p>注目すべき種は何なのか。専門家が入るなどしてちゃんと保全されていることが確認されるのか。</p>	<p>準備書の中に注目すべき種の種名が書いてあります。準備書は区役所などで縦覧できるほか、ホームページでも見ることができます。 注目すべき種については、横浜市環境科学研究所等に相談しながら保全方法等を検討していきます。 また、動植物については、事後調査を実施する計画です。</p>
	<p>公園計画地の山側はカラスの生息地となっているが、公園整備で生息地が減ることにより、住宅地への頻出や、凶暴化が心配である。カラスを減らす対策をして欲しい。</p>	<p>餌になる残飯等のごみが多くあることがカラス増加の要因の一つと言われているので、残飯等のごみが散乱しないよう公園の管理運営のなかで適切に対応します。 なお、カラスは子育ての時期に凶暴になるため、巢の撤去など、来園者や周辺の方にご迷惑のかからないよう、公園の管理運営の中で対策を検討していきます。</p>
	<p>注目種として魚類1種とあるが、魚類の種名を教えて欲しい。 また、必要に応じて工事着手前に移設を行うとあるが、考え方について具体的に教えて欲しい。</p>	<p>調査で生息が確認された魚類1種については、持去り等が懸念されるため、保護の観点から種名等の公表を控えさせていただいています。 注目すべき動物種のうち、自力での移動が難しいもので、工事による影響があるものについては、工事着手前に移設することを基本に考えています。工事による影響がないものについては、その場で保全するのを基本に考えていますので、「必要に応じて」と記載しています。</p>
	<p>東側の低地部は鳥の飛翔経路になっている。 広場が人工的なものになると、野鳥が通りにくくなると思うので、広場に大きな木があると良いと思う。また、管理センターには屋上緑化、遊具や駐車場も樹木で隠し、鳥から見えないようにして欲しい。</p>	<p>広場や施設屋上の緑化等については、今後実施設計の中で検討します。</p>
	<p>人に危害を与えるような動物はいないのか。公園の外に出てくることはないのか。</p>	<p>例えば、外来種のハクビシン等が確認されていますが、整備は1期、2期及び3期にエリアを分け段階的に行うため、工事中は敷地内を移動するものと考えます。</p>

表 11.1-2(6) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等	
環境影響評価	水循環 (湧水の流量)	<p>計画地南西側の里山農体験エリアにおいて、体験水田を計画しており、井戸を整備して地下水を使用する計画となっています。</p> <p>今後、近隣井戸への影響のないよう、設置する場所や揚水量等について検討していきます。</p>	
	水質・底質 (地下水の水質)	<p>タンクは中のものが外に漏れるような状況にはありませんが、詳細を調査し、タンクに汚染土壌を封じ込める際には、漏れ出しがないよう遮水工を施した上で、法令に基づいて適正に処置する計画です。</p> <p>汚染土壌の封じ込めについては、雨水等が流入しないよう適切な措置を講じ、その他の地下タンクの排水については、環境に影響のないよう適切に処理するよう計画します。</p>	
		<p>今後定期的な水質調査を行うと説明があったが、具体的な調査地点と調査頻度を教えてほしい。</p>	<p>調査地点については、地下水の流向を考慮し、スライドでお示しした地点となっています（準備書 P6-5-5 図 6.5-1 水質・底質に係る調査予測地点）。</p> <p>調査頻度については、スライドで赤丸で示した地点（ベンゼンの濃度が基準値を超過している調査地点 16）では年 4 回実施しています。</p>
		<p>遮水工はタンクの内側に施すということなのか。また、遮水工は具体的にどのような材質のものを使ってどのような方法で行うのか。</p>	<p>タンクの内側を遮水シートや遮水に供するようなアスファルトコンクリートなどで遮水します。</p> <p>今後、実施設計の中で施工性や経済性等も含め、適切な工法を検討していきます。</p>
土壌	<p>汚染土壌は一部を地下タンクに封じ込めるとのことだが、タンクの容量で足りなければ汚染土壌を盛土に使ったり、区域外に搬出したりするのか。</p>	<p>東側の低地部などの造成から出る汚染土壌はタンクに封じ込め処理を行う計画です。その他の部分の汚染土壌については盛土や舗装により、人が汚染土壌に触れることのないように対策する計画です。</p> <p>なお、汚染土壌を地区外に搬出する計画はございません。また、地下水のモニタリング調査を継続し、タンク内からの漏洩等についても監視していきます。</p>	
	<p>土壌汚染の箇所数を教えて欲しい。</p>	<p>スライドでお示しした赤色の区画が基準値を超過していた区域です（準備書 P6-6-5 図 6.2-2 土壌汚染範囲）。土壌汚染の箇所数については、ベンゼン 3 区画、鉛及びその化合物 276 箇所、砒素及びその化合物 9 箇所、ふっ素及びその化合物 3 箇所です。</p>	

表 11.1-2(7) 質疑及び意見の概要、都市計画決定権者の説明等

項目	質疑及び意見の概要	都市計画決定権者の説明等
環境影響評価	<p>安全（土地の安定性）</p> <p>旧来の海岸線の海食崖について、どのように保全をしていくのか、また、どのように安全性を確保するのか。</p> <p>隣接する柴シーサイドファーム側の崖で、現在、対策工事（法枠工）を行っているが、公園内の海食崖も同じような対策を行うのか、それとも今のまま活かすのか。</p>	<p>計画地内の海食崖は、昔ここまで海があったことを後世に示す歴史的意義などの価値があるため、保全する計画としています。</p> <p>調査の結果、斜面自体は安定していますが、海食崖の表層は風化による崩落も確認されています。</p> <p>海食崖の表面を固めたり、法枠等の構造物を設けると景観が損なわれるため、待受け擁壁を設けることで、来園者の安全性を確保するとともに、海食崖の景観を保全する計画です。</p> <p>今後、実施設計を進める中で、待受け擁壁だけでは来園者等の安全性が確保できない部分が明らかとなった場合は、その部分の工法を見直します。</p>
	<p>崖の下だけでなく、上の方も安全対策をとって欲しい。</p>	<p>崖上部の樹木が風で揺すられた影響で土砂が崩落すること等も考えられるため、公園の一部供用までの間に調査を行い、景観に配慮しながら樹木の伐採等、状況に応じた対応を検討していきます。</p>
地域社会（交通混雑・歩行者の安全）	<p>工事用車両、駐車場の出入口は、通学路になっており、車の出入りの際の事故が心配だ。</p> <p>将来的に信号設置の予定はないのか。</p>	<p>工事用車両については、周辺の住宅地への影響を軽減させるため、国道 357 号から計画地に直接アクセスする仮設経路の確保に向けて、国道事務所、土木事務所及び県警等との調整を進めています。</p> <p>工事実施時には計画地や仮設経路の出入口に誘導員を配置するなど、歩行者等の安全を確保します。</p> <p>供用時は、駐車場出口に注意喚起のための出庫灯を設置するとともに、イベントの開催など、車両の増加が想定される場合には、誘導員を配置するなど、歩行者等の安全を確保していきます。</p> <p>なお、現時点では信号機を設置する計画はありません。</p>
	<p>駐車場の台数が過大だと多くの車を招くことになる。供用後の来園車両がどれだけ来るか、どのように予測したのか。</p>	<p>計画地南側に駐車場 220 台を計画していますが、設置台数については、国土交通省の来園者数調査結果等を基に、広域公園として整備すべき台数を算定しており、適切な設置台数であると考えます。</p> <p>なお、イベント開催時など来園車両の増加が想定される場合には、園内に臨時駐車スペースを確保し、誘導員を配置するなど、交通混雑を招くことのないよう対応していきます。</p>
その他	<p>この事業を「運動施設、レクリエーション施設」という、人工的なものとして取扱うことに違和感を感じる。</p>	<p>本事業のような大規模な都市公園の新設は、横浜市環境影響評価条例の対象事業のカテゴリーとして、「運動施設、レクリエーション施設等の建設」に該当するという意味です。</p>

11.2 準備書に対する意見書の概要及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき、「(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書」に対し、2通の意見書(延べ意見数2件)が提出されました。

意見書の概要と意見数は、表 11.2-1 に示すとおりです。また、意見の内容と都市計画決定権者の見解は表 11.2-2(1)~(2)に示すとおりです。なお、意見の内容については、原文のまま掲載しています。

表 11.2-1 意見書の概要と意見数

意見項目		意見数	
環境影響評価	生物多様性	1件	2件
	安全(土地の安定性)	1件	
合計		2件(2通)	

表 11.2-2(1) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
<p>環境影響評価</p> <p>生物多様性</p>	<p>小柴貯油施設跡地公園について昨年後半に知り、基本計画および基本テーマに共感し、自然体感空間と言う点で、次世代の子どもたちに自然資産として残せる公園になればと感じました。というのも、道路工事、宅地開発で、貴重な動植物が無くなっていく現実を目にしているためです。無人島でも道路一つで自然が壊れるくらいセンシティブな問題です。今回の跡地公園でも、近くにはホテルが住んでいて、住民がとても気を付け守っているのです。注目すべき動物種等の生育環境を最小限に留める環境保全目標というのが心配でなりません。是非考慮して欲しく思います。今回、意見書を書いたのは、工事担当者、行政の方が、自然保護というのを理解できていないと感じたためです。まず、環境影響評価は、注目すべき動植物を配慮したものではなく、一般の公園を想定した基準であり、その基準しか無いからそれで理解を求められても、そこに住む貴重な動植物が居ることを鑑みるとその基準では適切とは思いません。</p> <p>次に、注目する動植物について、自然保護の見地から、どの種が居たか言及出来ないと言われていますが、隠ぺい行為です。どういう貴重な動植物が居たのかをオープンにして、それらを守る必要があるのであれば、工事後、きちんと生息していることを評価すべきです。隠ぺいされれば、当初から存在していなかったと言われても反論できませんし本当に環境に配慮した工事になっているか判断できません。公開が出来なくとも、しかるべき所(環境保護団体など)には公開して、その生息を脅かささないような工事計画、進め方が必要です。工事中の公園内の工事車両のルートは、貴重な動植物の生息地域を外して運行しているかどうか確認出来なかったのも残念です。もし、工事により影響が出るのであれば、専門の方の指導を得て工事をすべきと考えています。説明会では、専門の方ではなく、役所の担当の部門あるので問題ないとの話があったのですが、「木が枯れて腐り環境的に良くないものは綺麗にして」というような心無い発言を聞きました。本来の森の姿を失うような発言をする方たちに環境保全は出来ないと感じました。次を担う世代に、本来の自然環境を伝えていくために折角開発する公園であり、工事開始前までに、どのように進めていくのか、関わる方には、自然保護ということを学び、環境破壊にならないようお願いしたい。</p> <p>最後に、完成まで、長期間かかるのですが、完成後に利用するであろう子ども達の意見が、どの程度反映出来ているのか気になります。</p>	<p>小柴貯油施設跡地については、平成17年の返還後、市民意見募集など広く市民の皆様のご意見をお聞きしながら跡地利用計画の検討を進め、平成26年7月に(仮称)小柴貯油施設跡地公園公園基本計画をまとめています。この基本計画では、森と海に抱かれた自然空間を、市民が憩い、集い、楽しむとともに、みどりアップや生物多様性、地球環境の大切さを市民が感じ、学び、育てる緑の拠点とすることをテーマとして定めています。</p> <p>環境影響評価制度では、手続の進捗に従い、配慮書、方法書、準備書、評価書の4段階で図書を作成し、手続を進めます。</p> <p>環境影響評価で調査・予測・評価の対象とする項目については、横浜市は環境影響評価技術指針で「環境影響評価項目」として定めています。環境影響評価の対象となる事業を実施しようとする事業者(都市計画決定権者)は、事業や地域の特性などを考慮した上で、「環境影響評価項目」の中から適切な項目を選定します。</p> <p>項目の選定にあたっては、方法書の段階で、各分野の学識経験者で構成される横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)で審議されます。</p> <p>本公園については、横浜市が事業者として、審査会での審議等を経て、平成27年度に方法書の手続を終了し、調査・予測・評価を実施しました。</p> <p>本公園では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、公園利用に必要な範囲において土地の改変を行う計画としています。また、これまで行われた現地調査で確認されている注目すべき動植物種の保全に努めます。</p> <p>注目すべき動植物種については、種の保護の観点から確認地点を非公表とし、そのうち一部については持ち去り等が懸念されるため種名も非公表としています。同様の観点から審議内容は非公表となっていますが、非公表の動植物種についても学識経験者である審査会委員に御審議いただいています。土地の改変により生育箇所が改変される注目すべき動植物種は、必要に応じて移植・移設などの環境保全のための措置を行います。移植・移設したものについては、環境影響評価において生息・生育状況等について事後調査を実施し、実施にあたっては事後調査計画書を作成し、実施後には事後調査結果報告書を作成し、種の保護に配慮した上で公表することになっています。</p> <p>なお、工事用車両の計画地内での移動については、現状で舗装されている通路の活用を基本とする計画です。</p> <p>引き続き、市民の皆様のご意見をお聞きしながら事業を進めていきます。</p>

表 11. 2-2(2) 意見書の内容と都市計画決定権者の見解

項目	意見書の内容	都市計画決定権者の見解
環境影響評価	<p>安全 (土地の安定性)</p> <p>切り立ったがけの安全に疑問があるため意見を述べる。投函された資料では平時も地震時も安全度を越えないので問題なしとなっているが、いったいどの地震をもって計算したのか根拠の説明を求む。東日本大震災や相模、南海トラフ地震規模がくれば安全とは言いきれるのか。このがけは平時も小規模ですが崩れるているのに、地震で安全なはずがない。長浜の高速道路トンネル付近や長浜公園がけは結局ほとんど対策で覆われた。小柴貯油施設のがけ下に公園化の計画が含まれるが、ここは立ち入り禁止とすべきです。本牧市民公園のように人ががけ下に集まれば、結局がけはコンクリ防護せざるを得なくなり自然景観を失う。あまりにも広く地形も複雑なこの基地跡地の公園化には災害や防犯の懸念が多々あり、莫大なお金が使われるのではと思う。</p>	<p>計画地内の東側斜面にある海食崖は、昔ここまで海があったことを後世に示す歴史的意義などの価値があるため、保全する計画としています。</p> <p>海食崖による急崖の安全性の評価にあたっては、直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震による地震動（一般に震度6から7程度の地震を想定）を考慮して安全率を算定しています。</p> <p>調査の結果、斜面自体は安定していますが、海食崖の表層は風化による崩落が確認されているため、崖下から一定の離隔距離をとった位置に、崖の上部からの崩壊土砂を受け止めるための待受け擁壁を設けることで、来園者等の安全性を確保するとともに、海食崖の景観を保全する計画としています。崖下から待受け擁壁までの一定の離隔距離をとった区域は、来園者等の一般の立ち入りを禁止します。</p> <p>なお、今後、安全性や経済性を含めて実施設計を進め、待受け擁壁だけでは来園者等の安全性が確保できない部分が明らかとなった場合は、その部分については、工法を見直して対策を実施していきます。</p>

11.3 審査書に記載された市長の意見及び都市計画決定権者の見解

横浜市環境影響評価条例第31条1項の規定に基づき、「(仮称)小柴貯油施設跡地公園整備計画環境影響評価準備書」に対し、横浜市長より環境保全の見地からの意見を記載した「審査書」が送付されました。

審査書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表11.3-1に示すとおりです。また、審査書の内容及び都市計画決定権者の見解は、表11.3-2(1)～(2)に示すとおりです。

表11.3-1 審査書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	平成29年4月5日～平成29年5月8日(34日間)
縦覧対象区	金沢区
縦覧場所	横浜市役所 環境創造局 環境影響評価課 金沢区役所 区政推進課 広報相談係

表11.3-2(1) 審査書の内容及び都市計画決定権者の見解

審査書の内容		都市計画決定権者の見解
(1) 事業計画	各エリアとゾーニングの整合について、将来に渡って本公園のテーマと方向性を維持するため、植樹による森の再生エリアや立入制限予定エリア等の考え方を整理し、ゾーニングとの整合を図り、評価書に記載して下さい。	植樹による森の再生エリアや立入制限予定エリア等の考え方を整理し、ゾーニングとの整合を図り、「図 2.3-2 ゾーニング図」、「表 2.3-2 エリア別整備内容」を修正して記載しました。(p.2-8～p.2-9)
(2) 環境影響評価項目	ア 工事中及び供用時	
	(ア) 生物多様性 a 事後調査について、整備スケジュールと調査項目及び調査時期の関連性を整理し、評価書に記載してください。また、工事が長期にわたることから、調査時期及び調査頻度、環境の保全のための措置等の見直しについての考え方を評価書に記載してください。	具体的な調査時期を明記した上で、整備スケジュールと調査項目及び調査時期の関連性を整理し、「表 9.4-1 事業スケジュールと事後調査実施時期」を作成して記載しました。(p.9-4、p.9-7) また、調査時期及び調査頻度、環境の保全のための措置等が適切になるよう、工事の進捗等に併せて適宜見直すことを記載しました。(p.9-6)
	b 土地利用の変化による生態系への影響について (a) 地形を考慮して環境類型区分を詳細化し、評価書に記載してください。 (b) 植樹による森の再生予定エリア及び生物の生息・生育環境に配慮した立入制限予定エリアを現存植生図及び環境類型区分図に重ね合わせて評価書に記載してください。 (c) 草地の減少に伴う環境影響について、予測評価を評価書に記載してください。	地形を考慮して環境類型区分を詳細化し、「図 6.1-6 環境類型区分図(現況)」を修正して記載しました。(p.6-1-66) 植樹による森の再生予定エリア及び生物の生息・生育環境に配慮した立入制限予定エリアを現存植生図及び環境類型区分図に重ね合わせ、「図 6.1-8 予測方法(現存植生図)」、「図 6.1-9 予測方法(環境類型区分図)」を作成して記載しました。(p.6-1-74～p.6-1-75) 草地の減少に伴う環境影響を予測結果及び評価に記載しました。(p.6-1-78～p.6-1-79)
	c 注目すべき種の保全及び外来種等の持込防止などについて、専門家等の意見や市民協働を取り入れた保全対策への取組みを評価書に記載してください。	専門家等の意見や市民協働を取り入れた保全対策の取組みを実施することを環境の保全のための措置に記載しました。 (p.6-1-34～p.6-1-35、p.6-1-59～p.6-1-60、p.6-1-79)
	(イ) 水質・底質 地下水水質調査について、今後の調査の考え方を評価書に記載してください。	調査箇所数及び頻度等が適切になるよう、必要に応じて工事の進捗状況等に併せて見直すこと、適切なモニタリング調査を継続することを環境の保全のための措置に記載しました。(p.6-5-20、p.6-5-23)
(ウ) 安全(土地の安定性) 海食崖の保全について、引続き斜面の崩壊に対する安全対策を検討してください。	斜面の崩壊に対する安全対策の検討を進め、安全対策の詳細について記載しました。(p.6-9-34)	

表11.3-2(2) 市長意見及び都市計画決定権者の見解

審査書の内容		都市計画決定権者の見解
② 環境影響評価項目	イ 工事中	
	(ア) 大気質 工事用車両ルートの変更に伴い、予測評価を修正し、評価書に記載してください。	工事用車両ルートの変更に伴って、予測地点及び予測交通量等を修正し、再予測を行い、予測結果及び評価を記載しました。(p.6-4-7、p.6-4-41、p.6-4-43、p.6-4-45～p.6-4-47)
	(イ) 水質・底質 汚染土壌のタンク内への封じ込めについて、必要に応じて遮水工法等の流出対策を検討してください。	実施設計の中で土壌汚染対策法等に基づく具体的な対策の検討を行うことを記載しました。(p.6-6-11)
	(ロ) 土壌 a タンク内の汚染物質の調査結果及び処理方針について、調査方法や残留水の量も併せて評価書に記載してください。	調査結果及び処理方針について、調査方法や残留水の量も併せて「表 6.6-1 タンク内残留水の調査結果概要」及び資料編「表 1-1-2 タンク内残留水汚染調査結果」に記載しました。(p.6-6-5、資料編 p.1-1-18～p.1-1-22)
	b ベンゼン等の揮発性の有害物質の処理について、処理方法や飛散防止対策を評価書に記載してください。	処理方法や飛散防止対策について、実施設計の中で土壌汚染対策法等に基づく具体的な対策を行うことを記載しました。また、飛散防止措置について資料編「に」に記載しました。(p.6-6-11、資料編 p.1-1-17)
	(エ) 騒音・振動 工事用車両ルートの変更に伴い、予測評価を修正し、評価書に記載してください。	工事用車両ルートの変更に伴って、予測地点及び予測交通量等を修正し、再予測を行い、予測結果及び評価を記載しました。(p.6-7-5、p.6-7-21、p.6-7-23～p.6-7-24、p.6-8-5、p.6-8-20、p.6-8-22～p.6-8-24)
(カ) 地域社会（交通混雑・歩行者の安全） a 歩行者の安全について、更なる安全対策を評価書に記載してください。 b 工事用車両ルートの変更に伴う環境保全措置について (a) 工事用車両の滞留対策を評価書に記載してください。 (b) 公園の一部供用開始後における工事用車両と一般車両の交錯に対する対策を評価書に記載してください。	交通混雑や歩行者の安全等について、更なる対策を環境保全のための措置に記載しました (p.6-10-28)。	
ウ 供用時		
(ア) 景観 a 待受け擁壁を含めた海食崖及び展望広場周辺の景観の変化について、フォトモンタージュを作成し、評価書に記載してください。 b 落葉期の景観について、フォトモンタージュを作成し、着用期の予測と合わせて評価書に記載してください。	フォトモンタージュ等を作成して記載しました。(p.6-11-10～p.6-11-25)	